

DVD講習

建築施工に従事する監理技術者のための

国土交通省
監理技術者講習
登録講習機関
第12号
日本建築士会
連合会

建築工事の 「監理技術者講習」

「監理技術者」は建設業法26条第2項に定められた資格者で、工事請負金額4,000万円（建築一式工事は6,000万円）以上の請負工事の場合、監理技術者の配置と、5年ごとに「監理技術者講習」を受講することが法律で義務付けられています。日本建築士会連合会は登録講習機関として国土交通省から登録承認を受け、香川県では香川県建築士会が講習の運営を行います。

当講習は1級建築士の方だけではなく、1級建築施工管理技士、1級電気工事施工管理技士、1級管工事施工管理技士等の「建設工事の施工管理の分野で活躍されている監理技術者」の皆様を対象としており、実務に役立つ充実した内容のテキストを使用して講習を行います。

建設工事施工管理に従事されている監理技術者の皆様をはじめ、土木系の監理技術者の方も、ぜひこの機会に当講習をご受講下さい。

講習日程・会場

各回いずれも 9:25~17:00

2018年	7月25日(水)	丸亀市土器コミュニティセンター (丸亀市土器町東七丁目160 TEL 0877-24-2045)
	9月26日(水)	香川県青年センター (高松市国分寺町国分 1009 TEL 087-874-0713)
	11月20日(火)	香川県教育会館ミューズホール (高松市西宝町2-6-40 TEL 087-833-0013)
2019年	2月21日(木)	香川県青年センター(予定) (高松市国分寺町国分 1009 TEL 087-874-0713)
	3月15日(金)	大西・アオイ記念館 (高松市上林町148 TEL 087-880-7888)

受講手数料 (テキスト代、講習修了履歴ラベル代、消費税込)

1 WEB申込みの場合	1名	9,500円
2 郵送・窓口申込みの場合	1名	10,000円

監理技術者講習の有効期限は5年です。更新の方は前回の修了証をご確認下さい。

お問い合わせ・お申込み

(一社)香川県建築士会

〒760-0018 高松市天神前6-34

TEL 087-833-5377

FAX 087-833-5394

<http://kagawakenchikushikai.com>

(公社)日本建築士会連合会

「監理技術者講習本部」

〒108-0014 東京都港区芝5-26-20

TEL 03-3456-2061

<http://www.kenchikushikai.or.jp/>

建築士会が行う「監理技術者講習」の特色

1. 建築に特化した講義内容と充実したテキスト

他の登録講習機関の同講習は建築、土木ほか一体の講義内容ですが、本会では「建築工事に特化した講義内容」と現役ゼネコン第一人者、学識経験者の執筆による実務に役立つテキストを使用します。したがって特に「建築工事の分野で活躍されている監理技術者」にとりましては充実した講習となります。

2. 公共工事入札等での加点となる建築士会CPD単位が取得できます

建築士会会員以外の技術者も活用可能。現在、42道府県、36市、4町、内閣府、国土交通省の工事入札、入札参加資格審査等において建築士会のCPD実績証明書が加点等に活用されています。

3. WEBでもCPD単位を追加取得できます

本会の講習修了者は上記のCPD6単位の他、受講者専用マイページにログインし、WEB上でCPD問題に解答・正答することで講習受講とは別に年間で建築士会CPD単位が最大12単位取得できます。

(建築士会のCPD制度への参加が必要です。)

身分証明書の携行のお願い

講習当日、受講者ご本人の確認のため、顔写真の入った下記の身分証明書のいずれか1点をお持ち下さい。お忘れになられた場合は、講習当日に講習修了履歴ラベルの交付は出来ませんのでご注意願います。

【携行いただく身分証明書】

監理技術者資格者証、一級建築士携帯型免許証明書、施工管理技士資格者証等、自動車等運転免許証、パスポート、その他公的機関の発行する顔写真入りの身分証明書。

講習修了履歴ラベルの交付

全ての講義と試験の終了後に交付いたします。ただし、申込期限を過ぎて申込み・受講された方には、講習修了2週間後にお送りいたします。

また、当日、遅刻・早退・途中退席のあった方へは交付できませんので、予めご了承願います。

申込み方法

(公社)日本建築士会連合会のHPへアクセス

<http://www.kenchikushikai.or.jp/>

又はQRコードの読み取り



バナーをクリック

監理技術者講習

